

質 問 状

平成31年4月3日

大阪検察審査会御中

申立人 健全な法治国家のために声をあげる市民の会代表

八木啓代

1. 当会は、近畿財務局と財務省による、いわゆる森友事件にかかる国会質疑の過程で、多数の公文書が毀棄されていた問題などに関して、平成29年5月14日付で、近畿財務局及び財務省官僚に対する公用文書等毀棄罪の事実について告発状を提出し、平成29年9月16日に大阪地検に移送の上、受理。翌平成30年4月9日に、近畿財務局及び財務省が、面談や交渉の記録書類14点について300箇所もの改ざんを行い、それを国会や会計検査院などに提出していた件について、公用文書等毀棄罪、虚偽有印公文書作成及び行使容疑で告発状を提出し、大阪地検に移送の上受理された。

しかしながら、その両告発に対して、平成30年5月31日に同時に不起訴処分が出されたため、平成30年6月13日に、それぞれ、大阪第一検察審査会に申立を行い、平成30年第16号事件、平成30年第17号事件として、同日受理され、翌平成31年3月28日付で、いずれも公用文書等毀棄罪に関して、不起訴不当決議が出された。

また、同日、いわゆる森友事件に関して、他の告発人から出されていた背任罪、証拠隠滅罪などでの告発についても、すべて議決が出された。

2. このいずれについても、申立先が、大阪第一検察審査会であったのは、単なる便宜上の宛名にすぎず、実際には、大阪に四つある検察審査会に割り振られての審査となることが想定されていたことは、自明である。

にもかかわらず、通称森友事件の関連案件とはいえ、それぞれ別の事件である公用文書等毀棄罪、虚偽有印公文書作成及び行使・公用文書等毀棄罪を一緒に審査したのみならず、まったく別種の罪状であり、かつ、別の証拠を検討しなければならない背任についても、同じ検察審査会で審査がなされたということは、検察審査員が

くじ引きで選ばれた一般人であることを考えれば、明らかに過大・過重な審査を強いるものであり、同じ審査会で同時期に審査し、同時に議決を出さなければならぬ必然性があるとは、到底考えられない。

検察審査会審査員には任期があるため、期間を延長しても、審査員が入れ替われば、また、最初から証拠の理解などをせざるをえず、また、9ヶ月で全審査員が入れ替わる制度であるため、期間を延長したからといって、審議が尽くすことにはならないことも、また自明である。

したがって、貴検察審査会において、申立を受けたときに、どういう基準で、各審査会に配分されるのかをお伺いしたい。

また、今回の場合、誰が、どのような理由により、単独の審査会に対して、これほど多数かつ多岐にわたる事件・罪状を一括して割り振り、また、一度にすべての議決を出すという判断をなされたのか、お答え頂きたい。

数年前から、大阪地検における村木元局長の冤罪事件、前田恒彦元検事の証拠改竄事件等の不祥事からの信頼回復どころか、陸山会事件公判における田代検事の虚偽報告書作成問題の表面化、検察官調書の請求却下、特捜部の組織的な不当捜査の指摘、大阪地検での大坪・佐賀両氏の判決での特捜部の組織的問題の指摘など、特捜検察をめぐる問題が次々と表面化し、国民の信頼を失墜し、未曾有の危機にあるといえる。さらに日産のゴーン元CEOの事件においては、長期拘留などの日本の司法の問題点が、国際的に指摘されるなど、日本の司法そのものが、厳しい目にさらされている。

そのような状況下において、「忬度」という言葉が流行語になるほど、財務省の犯罪として非常に社会の注目を集め、さらに、検察もまた「忬度」したのではないかと疑惑を持たれている事件において、まさに「検察を審査すべき」検察審査会にて、素人である検察審査員に、十分な審議を尽くせるとは考えられないほどの過大な負担を与えた可能性について、その選任を行った貴会には、健全な司法を求める市民からの疑問の声に答える社会的義務があり、説明責任があると私たちは考える。

司法が国民の信頼を取り戻すためにも、上記の疑問に対して、きちんとした説明を行って頂くことを要望する。